

江戸川区スポーツセンター条例

昭和五十六年十月九日条例第三十二号

改正

平成 元年 三月条例第三四号

平成一二年一二月条例第六三号

平成一三年 三月条例第三九号

平成一七年 三月条例第二四号

平成一七年 六月条例第三三号

平成二六年 三月二〇日条例第一五号

平成三一年 三月二九日条例第一六号

江戸川区スポーツセンター条例

(趣旨)

第一条 この条例は、江戸川区スポーツセンター（以下「スポーツセンター」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 スポーツ及びレクリエーションの実践、その他各種行事の用に供し、健康で文化的な区民生活の向上及びコミュニティ形成に寄与するため、スポーツセンターを次のとおり設置する。

名称	位置
江戸川区スポーツセンター	江戸川区西葛西四丁目二番二〇号

(事業)

第三条 スポーツセンターは、前条の設置目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一 スポーツセンターの利用に関すること。
- 二 スポーツ及びレクリエーションの普及並びにコミュニティ活動の増進に関すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、江戸川区長（以下「区長」という。）が必要と認める事業に関すること。

一部改正〔平成三一年条例一六号〕

(利用区分)

第四条 スポーツセンターの利用の区分は、次のとおりとする。

- 一 貸切利用
- 二 一般公開利用

(利用承認)

第五条 スポーツセンターを利用しようとする者は、第十五条の規定により区長が指定する者(以下「指定管理者」という。)の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の利用の承認に際し、管理上必要な条件を付けることができる。

一部改正〔平成一七条例三三三〕

(利用の不承認)

第六条 指定管理者は、スポーツセンターの利用について、次の各号のいずれかに該当するときは、利用を承認しない。

- 一 公益を害するおそれがあると認めるとき。
- 二 秩序を乱すおそれがあると認めるとき。
- 三 その他スポーツセンターの管理上支障があると認めるとき。

一部改正〔平成一七条例二四号・三三三・三一年一六号〕

(施設及び利用料金)

第七条 スポーツセンターの施設及びその利用料金(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下「法」という。)第二百四十四条の二第八項に規定する利用料金をいう。以下同じ。)は、別表第一及び別表第二に定める額の範囲内において、指定管理者が区長の承認を得て定めるものとする。

2 スポーツセンターの付帯設備、備付器具及びその利用料金は、江戸川区規則(以下「規則」という。)の定めるところによる。

3 利用の承認を受けた者(以下「利用者」という。)は、直ちに前二項に定める利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ区長が定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成元年条例三四号・一三年三九号・一七年二四号・三三三・三一年一六号〕

(利用料金の不還付)

第八条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、利用料金の一部又は全部を還付することができる。

一部改正〔平成一七条例三三三〕

(利用承認の取消し等)

第九条 指定管理者は、スポーツセンターの利用について、次の各号のいずれかに該当すると認め

るときは、利用の承認を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。

一 この条例又はこの条例に基づく規則その他の規程に違反したとき。

二 利用の目的に反する行為があつたとき。

三 災害その他の事故により施設の利用ができなくなつたとき。

四 その他指定管理者が特に必要と認めるとき。

一部改正〔平成一七年条例二四号・三三号・三一年一六号〕

(原状回復の義務)

第十条 利用者は、その利用が終わつたとき、又は利用を停止され、若しくは利用の承認を取り消されたときは、直ちに施設を原状に回復しなければならない。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、指定管理者が執行し、その費用を利用者から徴収する。

一部改正〔平成一七年条例三三号・三一年一六号〕

(利用権の譲渡等の禁止)

第十一条 利用者は、利用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

一部改正〔平成三一年条例一六号〕

(損害賠償の義務)

第十二条 利用者は、施設若しくは付帯設備等を毀損し、又は滅失したときは、区長の定める損害額を賠償しなければならない。ただし、区長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

一部改正〔平成一七年条例三三号・三一年一六号〕

(特別の設備等の使用)

第十三条 利用者は、スポーツセンターの利用に際し、施設に特別の設備をし、若しくは変更を加え、又は付帯設備以外のものを使用しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

全部改正〔平成一七年条例三三号〕

(開館時間等)

第十四条 スポーツセンターの開館時間及び休館日は、規則で定める。

全部改正〔平成一七年条例三三号〕

(スポーツセンターの管理)

第十五条 スポーツセンターの管理は、法第二百四十四条の二第三項の規定により、区長が指定す

る者に行わせることができる。

追加〔平成一七年条例三三号〕

(指定管理者が行う業務)

第十六条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用の承認、利用の取消しその他スポーツセンターの運営に関する事。
- 二 施設等の維持管理(軽微な修繕工事を含む。)に関する事。
- 三 前二号に掲げるもののほか、区長が必要と認める業務に関する事。

追加〔平成一七年条例三三号〕、一部改正〔平成三一年条例一六号〕

(指定管理者の指定等)

第十七条 区長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、公募するものとする。

- 2 指定管理者の指定を受けようとする者は、事業計画書その他規則で定める書類を区長に提出しなければならない。
- 3 区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、スポーツセンターの設置目的を最も効果的に達成できる能力を有していると認めた者を指定管理者の候補者として選定し、議会の議決を得て指定管理者を指定するものとする。

追加〔平成一七年条例三三号〕

(委任)

第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

一部改正〔平成一七年条例三三号〕

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三条第一号の規定は、昭和五十六年十一月二日から施行する。

付 則(中間省略)

付 則(平成一七年三月二五日条例第二四号)

この条例は、平成十七年六月一日から施行する。

付 則(平成一七年六月二四日条例第三三号)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第十四条の次に三条を加える改正規定(第十七条に係る部分に限る。)は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の江戸川区スポーツセンター条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用の承認を受ける者から適用し、同日前に利用する者及び既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成二六年三月二〇日条例第一五号）

（施行期日）

1 この条例は、平成二十六年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区スポーツセンター条例別表第一及び別表第二の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

付 則（平成三一年三月二九日条例第一六号）

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年十月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第一の規定は、施行日以後に利用する者から適用し、同日前に利用する者及び同日前に既に利用の承認を受けている者については、なお従前の例による。

別表第一（第七条関係）

貸切利用料金

（一）

単位時間	午前の部	午後の部	夜間の部	全日
施設名	午前九時～正午	午後一時～午後五時	午後六時～午後九時三十分	午前九時～午後九時三十分
大体育室	一二、五七〇円	一六、五五〇円	二四、四一〇円	五三、五三〇円
小体育室	四、七二〇円	七、一二〇円	一〇、二七〇円	二二、一一〇円
柔道場	二、二〇〇円	三、〇四〇円	四、四〇〇円	九、六四〇円
剣道場	二、二〇〇円	三、〇四〇円	四、四〇〇円	九、六四〇円
卓球室	三、九八〇円	五、五五〇円	八、〇七〇円	一七、六〇〇円
会議室（第一）	一、二五〇円	一、七八〇円	二、四一〇円	五、四四〇円
会議室（第二）	一、二五〇円	一、七八〇円	二、四一〇円	五、四四〇円

和室	五二〇円	八四〇円	一、一五〇円	二、五一〇円
----	------	------	--------	--------

(二)

単位時間	午前の部	午後の部	午後の部	夜間の部	全日
施設名	午前九時～午前 十一時三十分	午後〇時三十分 ～午後三時	午後三時三十分 ～午後六時	午後六時三十分 ～午後九時三十 分	午前九時～午後 九時三十分
温水プール (大)	一〇、二七〇円	一一、八四〇円	一一、八四〇円	二一、二七〇円	五五、二二〇円
温水プール (小)	三、九八〇円	五、五五〇円	五、五五〇円	八、七〇〇円	二三、七八〇円

備考

- 一 江戸川区民以外の者が施設を利用する場合には、規定利用料金の十割相当額を上限として当該規定利用料金に加算した額を当該者の規定利用料金とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。
- 二 温水プール(大)及び温水プール(小)を除く施設の間時間(正午から午後一時まで及び午後五時から午後六時まで。以下同じ。)に限り、管理上支障がないと認められるときは、一時間を単位として、既に利用の承認を受けている利用時間を繰り上げ、又は繰り下げて利用することができる。この場合には、次の区分による超過利用料金を追徴する。
 - イ 正午から午後一時まで 午前の部の規定利用料金の一時間相当額(この額に百円未満の額があるときは、その百円未満の額を百円として計算した額とする。以下同じ。)を利用料金とする。
 - ロ 午後五時から午後六時まで 午後の部の規定利用料金の一時間相当額を利用料金とする。
- 三 午前及び午後の部又は午後及び夜間の部は、継続して利用することができる。この場合には、それぞれの間時間に係る料金を徴収しない。
- 四 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、三十分を単位として、開館時間外の利用ができる。この場合には、夜間の部の規定利用料金の三十分相当額に当該額の二割を上限として加算した額を規定利用料金とする。
- 五 指定管理者があらかじめやむを得ないと認められた場合に限り、一時間を単位として、単位時間を分割して利用することができる。この場合の規定利用料金は、当該単位時間に係る規定

利用料金を利用時間数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）とする。

六 大体育室及び卓球室は、体育目的に利用する場合に限り、二分（床面積の二分の一）して利用することができる。この場合には、規定利用料金の二分の一とした額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

七 温水プール（大）及び温水プール（小）は、指定管理者が管理上支障がないと認めたときは、分割して利用することができる。この場合には、規定利用料金を利用コース数で除して得た額（この額に百円未満の額があるときは、百円未満の額を百円として計算した額とする。）を当該規定利用料金とする。

八 利用者が入場料その他これに類する料金を徴収する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

九 体育目的以外の行事に利用する場合は、規定利用料金の五割相当額を増徴する。

全部改正〔平成二六年条例一五号〕、一部改正〔平成三一年条例一六号〕

別表第二（第七条関係）

一般公開利用料金

施設名	単位時間	一施設当たり	
		一般（高校生以上）	小・中学生
大体育室	午前（午前九時～正午）	二一〇円	五〇円
小体育室	午後（午後一時～午後五時）	二一〇円	五〇円
柔道場			
剣道場	夜間（午後六時～午後九時三十分）	二一〇円	五〇円
卓球室			
みんなのスポーツルーム			
温水プール	二時間	二一〇円	五〇円

備考 単位時間については、指定管理者は、時間帯、曜日又は季節ごとの利用状況に応じて、変更することができる。

全部改正〔平成二六年条例一五号〕